

議員提出議案第1号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年3月20日

藤井省三
福田俊史
広谷直樹
山口享
藤縄喜和
斉木正一
内田博長
福間裕隆
森雅幹
伊藤保
銀杏泰利
澤紀男

内田隆嗣
浜崎晋一
小谷茂
稲田寿久
上村忠史
安田優子
前田八壽彦
坂野経三郎
興治英夫
浜田妙子
濱辺義孝

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人 未来づくり推進局、危機管理局、総務部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>地域振興県土警察常任委員会 8人 地域振興部、<u>文化観光スポーツ局</u>、県土整備部及び警察本部に関する事項</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>11人</u>とする。</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務教育常任委員会 9人 未来づくり推進局、危機管理局、総務部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、生活環境部及び病院局に関する事項</p> <p>農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項</p> <p>地域振興県土警察常任委員会 8人 地域振興部、<u>文化観光局</u>、県土整備部及び警察本部に関する事項</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>10人</u>とする。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。